



松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）を策定しました

「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）」を策定しましたので令和6年4月15日付で公表いたします。

松戸市の市街化調整区域は一様ではなく、地区によって様々な特性を持っていることから、市内12地区の市街化調整区域の土地利用状況と課題を整理し、今後20年間の本市の将来像を見据え、市街化調整区域におけるふさわしい土地利用を実現するため、土地利用方針を定めました。

市ではこの方針に基づき、松戸の魅力をさらに高め、誰もが住みたい・働きたいと思える都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

●**計画名** 「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）」
「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）【概要版】」

●**公表媒体** 本市公式ホームページ上に掲載・公表
※「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）」
ページ内にて公表



●策定の経緯

令和4年4月に「松戸市都市計画マスタープラン」を改訂し、市街化調整区域全体に対する基本的な方針を示す。

令和4年5月から都市計画審議会にて「松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）」の策定に向けた審議を開始。

令和6年3月28日に都市計画審議会からいただいた答申に則り、松戸市都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）を策定し、令和6年4月15日に公表。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市街づくり部都市計画課 ☎047-366-7372

FAX047-366-1132 ✉ mctoshikeikaku@city.matsudo.chiba.jp